

## 第10 少年の福祉を害する犯罪

### 1 検挙状況

令和4年中に少年の健全な育成を阻害する「福祉犯罪」により検挙した人員は41人で、前年と同数であった。法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が26人（63.4%）、青少年健全育成条例違反が13人（31.7%）であった。

第58表 福祉犯検挙人員の法令別状況

法令別	年次		令和4年		令和3年		増減	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	率(%)
総数	41	—	41	—	0	0.0	0	0.0
児童福祉法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
児童買春・児童ポルノ禁止法	26	63.4	16	39.0	10	62.5	10	62.5
職業安定法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
労働基準法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
労働者派遣事業法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
風営適正化法	1	2.4	4	9.8	-3	-75.0	-3	-75.0
売春防止法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	1	2.4	5	12.2	-4	-80.0	-4	-80.0
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
覚醒剤取締法	0	0.0	1	2.4	-1	-100.0	-1	-100.0
大麻取締法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
麻薬及び向精神薬取締法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
毒物及び劇物取締法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
青少年健全育成条例	13	31.7	15	36.6	-2	-13.3	-2	-13.3
出入国管理及び難民認定法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
出会い系サイト規制法	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—

### 2 被害少年の状況

#### (1) 学職別状況

令和4年中に「福祉犯罪」の被害に遭った少年は41人で、前年に比べ2人（4.7%）減少した。

学職別では、中学生及び高校生がそれぞれ18人（43.9%）で最も多く、全体の約9割を占めた。

第59表 被害少年の学職別状況

学職別	年次		令和4年		令和3年		増減	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	率(%)
総数	41	—	43	—	-2	-4.7	-2	-4.7
児童・生徒・学生	38	92.7	36	83.7	2	5.6	2	5.6
小学生	1	2.4	1	2.3	0	0.0	0	0.0
中学生	18	43.9	15	34.9	3	20.0	3	20.0
高校生	18	43.9	20	46.5	-2	-10.0	-2	-10.0
その他の学生	1	2.4	0	0.0	1	—	1	—
有職少年	3	7.3	6	14.0	-3	-50.0	-3	-50.0
無職少年	0	0.0	1	2.3	-1	-100.0	-1	-100.0

## (2) 法令別状況

令和4年中、福祉犯被害少年のうち、児童買春・児童ポルノ禁止法による被害少年が25人(61.0%)で最も多く、次いで青少年健全育成条例による被害少年が13人(31.7%)であった。

第60表 被害少年の法令別状況

法令別	年次	令和4年		令和3年		増減	
		人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	率(%)
総	数	41	—	43	—	-2	-4.7
	児童福祉法	0	0.0	0	0.0	0	-
	児童買春・児童ポルノ禁止法	25	61.0	12	27.9	13	108.3
	職業安定法	0	0.0	0	0.0	0	-
	労働基準法	0	0.0	0	0.0	0	-
	労働者派遣事業法	0	0.0	0	0.0	0	-
	風営適正化法	2	4.9	4	9.3	-2	-50.0
	売春防止法	0	0.0	0	0.0	0	-
	二十歳未満者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	1	2.4	5	11.6	-4	-80.0
	二十歳未満者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	0	0.0	0	0.0	0	-
	覚醒剤取締法	0	0.0	0	0.0	0	-
	大麻取締法	0	0.0	0	0.0	0	-
	麻薬及び向精神薬取締法	0	0.0	0	0.0	0	-
	毒物及び劇物取締法(知情授与)	0	0.0	0	0.0	0	-
	青少年健全育成条例	13	31.7	22	51.2	-9	-40.9
	出入国管理及び難民認定法	0	0.0	0	0.0	0	-
	出会い系サイト規制法	0	0.0	0	0.0	0	-

## 第11 SNSに起因する児童の被害状況

令和4年中、SNSに起因する被害児童数は22人で、前年に比べ11人(100.0%)増加した。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法は14人(63.6%)、青少年健全育成条例は6人(27.3%)、刑法(強姦性交等・強制わいせつ等)は2人(9.1%)であった。

第61表 SNSに起因する被害児童数(法令別)

法令別	年次	平成30	令和元	2	3	4
		総	数	17	14	12
	児童福祉法	0	0	1	0	0
	児童買春・児童ポルノ禁止法	8	4	5	5	14
	青少年健全育成条例	5	10	5	5	6
	刑法 (強姦性交等、強制わいせつ等)	4	0	1	1	2